

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月20日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機点検後の復旧作業において、ハードディスクの起動完了ランプに不点灯が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	主タービン入口蒸気管ドレン電動駆動弁の点検時、手動操作レバーの動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	主タービングランドシール系蒸化器抽気止め弁等の点検時、電動機駆動部のレバー部及び閉止プラグ部よりグリス漏れ（3台）が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	給水低圧加熱器（3B）給水入口ベント弁の点検時、弁座シート面に腐食が認められたため、当該シート面を修理	D	
5	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプバイパス弁開度指示計の確認時、指示不良が認められたため、当該指示計を交換	D	
6	1号機	主低圧タービン（A）上半外部車室の浸透探傷検査時、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
7	1号機	主低圧タービン（B）上半ダイヤフラムの浸透探傷検査時、ダイヤフラム水平面に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
8	1号機	局部出力領域モニタ検出器の取替作業時、検出器側ケーブルの外れ（1本）および同軸ケーブルに曲がり箇所（22本）が認められたため、当該検出器を交換および同軸ケーブルの健全性を確認	C	
9	1号機	主タービンバイパス弁（NO. 1～8）の点検時、弁体、弁座に当り不良が認められたため、当該弁を修理	D	
10	1号機	可燃性ガス濃度制御系再結合器（A）出口配管弁間リークテストの実施時、圧力降下率に許容値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	1号機	非常用ガス処理系外気取入弁の点検時、電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
12	1号機	主低圧タービン（B）上半外部車室の浸透探傷検査時、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
13	1号機	主低圧タービン（B）上半外部車室の浸透探傷検査時、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
14	1号機	主低圧タービン（B）ロータ18段及び20段の浸透探傷検査時、タイヤ（銀口一部）等に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	1号機	主低圧タービン（B）ロータ18・19及び20段の浸透探傷検査時、タイワイヤ（銀口一部）等に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
16	1号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸い込みストレーナ取替における外観点検時、高圧注水系排気管サポートの干渉による新型ストレーナ（1箇所）の取付不可が認められたため、対応検討	C	
17	1号機	原子炉格納容器冷却系熱交換器（B）海水出口弁の点検時、モータ駆動部より異音が発せられたため、当該部を修理	D	
18	2号機	定期事業者検査（非常用予備電源装置検査）において、前回定期検査時と今回定期検査の内容に相違が認められたため、対応検討	C	
19	2号機	原子炉建屋大物搬出入口の内扉の開放操作時、仮置き物品との接触による操作ハンドルのアクリルカバーの破損が認められたため、当該カバーを修理および対応検討	D	
20	2号機	運転管理用日常点検表の確認時、露点温度採取ポイントの記載に誤記が認められたため、対応検討	C	
21	2号機	取水設備スクリーン操作室監視用モニタ（ITV）の照明（2個中2個）において、点灯不良が認められたため、当該照明球を交換	D	
22	4号機	廃棄物地下貯蔵設備二重扉の北西下部床面において、床塗装の剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	4号機	4B非常用ディーゼル発電機燃料噴射弁（シリンダーNo. 7）の点検時、内部部品の破損が認められたため、当該部品を交換	D	
24	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（B）濃縮廃液排出弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	6号機	取水口監視用モニタ（ITV）の点検時、カメラケースの窓ガラスに汚れが認められたため、当該ケースを交換	D	
26	6号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（ワイヤーロープ）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
27	6号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（給水加熱器5Bの本体上部）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
28	6号機	非常用ディーゼル発電機（6B）制御盤監視モニタ（ITV）点検時、カメラケースが電線管と干渉し動作停止が認められたため、対応検討	D	
29	6号機	非常用炉心冷却系吸込圧力監視装置において、残留熱除去ポンプ（A）の映像不良が認められたため、当該監視装置を点検・修理	D	
30	集中環境施設	サプレッションプールサージタンク連絡ダクトサンプピット用レベルスイッチの点検時、接断差に精度値外れが認められたため、当該計器を修理	D	
31	集中環境施設	計装用空気圧縮機後部冷却器（B）ドレントラップ前弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
32	その他	備品点検業務委託において、ミリセコカウンタの機能障害が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで